

Vol.1 No.8 2005年5月

屋外作業等における作業環境管理に関するガイドラインが発表されました。

平成17年3月31日 厚生労働省 基発03311017号

『屋外作業等における作業等環境管理に関するガイドライン』は、有害な業務を行う屋外作業場等について、必要な作業環境の測定を行い、施設又は設備などの適切な措置を講ずることにより労働者の健康を保持する目的で、平成17年3月31日に厚生労働省労働基準局より発表されたガイドラインです。

【屋外作業場等における作業環境管理の基本的な考え方】

屋外作業場等において有害物質の暴露による健康障害が認められているため、作業環境の管理が求められています。今般、『屋外作業場等における測定手法に関する調査研究委員会報告書』により屋外作業において、個人サンプラーを用いた作業環境の測定を行う手法が提言されています。今後、個人サンプラーを用いた作業環境管理の推進を図るとの方針です。

【作業環境測定対象の屋外作業場等】

屋外作業場(建家の側面半分以上に壁などの遮蔽物が無く、ガス・粉じん等が内部に滞留しない作業場を含む)、船舶内部、車両内部、タンク内部及びピット内部等であって次に掲げる作業場が対象となります。

1. 常時特定粉じん作業を行う作業場
2. 特定化学物質等の製造・取り扱いを行う作業場
3. 一定の鉛業務を行う作業場
4. 有機溶剤の製造・取り扱いを行う作業場
5. 化学物質(右表)の製造・取り扱いを行う作業場

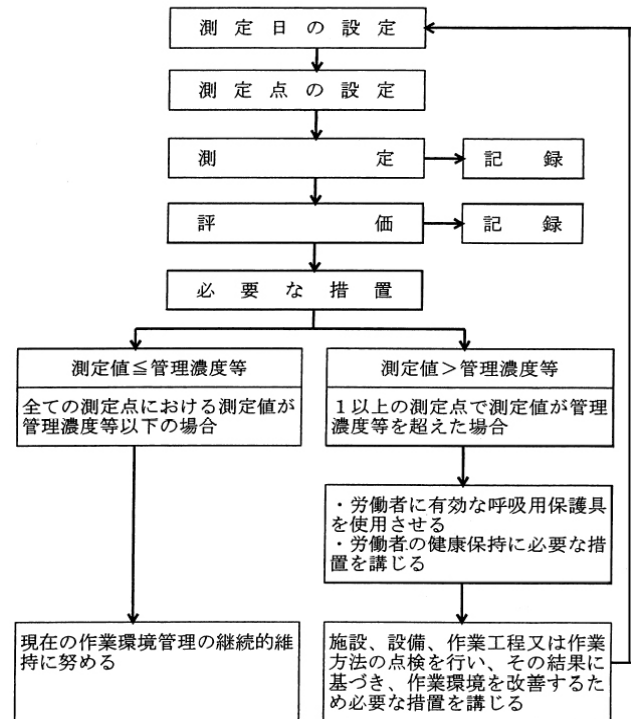
今まで屋内の作業環境測定を実施していた項目は、屋外でも作業環境測定を行うよう指導されています。

【作業環境測定の方法】

測定の方法については以下の様な内容になっており、その測定には作業環境測定士等の専門家の協力を得ることが望ましいとされています。

- ・個人サンプラーを、有害物を取り扱う作業員全員の呼吸域に装着する。
- ・測定頻度は作業の開始時期及び1年以内の1回、定期的に行う。
- ・測定時間は気中濃度が最大になる時間帯を含む10分以上の継続した時間とする。

【屋外作業場等における作業環境管理のフロー】



弊社は、様々な環境測定や分析(水質・大気・土壌)から、その対策設備の設計・施工と幅広い環境問題解決でお客様を強力にサポート致します。

環境に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

環境技術部 秋場・福田(和)

平成3年厚生労働省告示57号に定められた化学物質

アントラセン	クロロホルム	酢酸ビニル
四塩化炭素	1,4-ジオキサン	1,2-ジクロエタン
ジクロロメタン	テトラクロエチレン	1,1,1-トリクロルエタン
p-ジクロルベンゼン	ビフェニル	

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水処理・用水処理・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得事業所です

環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2000の認証取得事業所です